

令和7年度税制改正要望事項（新設・**拡充**・延長）

（厚生労働省医政局総務課、医療経営支援課）

項目名	社会医療法人、特定医療法人、認定医療法人、福祉病院事業法人、オープン病院事業法人及び厚生農業協同組合連合会の収入要件の見直し	
税目	所得税、法人税、相続税、贈与税、消費税	
要望の内容	<p>社会医療法人、特定医療法人、認定医療法人、福祉病院事業法人、オープン病院事業法人及び厚生農業協同組合連合会（以下「社会医療法人等」という。）は、税制上の優遇措置を受けることから、公的な運営を担保する要件が課されており、その中の一つに「全収入金額（※）に占める社会保険診療等に係る収入金額の割合が一定を超えること」とする要件（以下「収入要件」という。）がある。</p> <p>この収入要件について、社会医療法人等が開設する医療機関が医療政策上必要な医療を提供することで国や自治体等から受け取る補助金等の多寡が要件の充足に影響を与えないよう、「社会保険診療等に係る収入金額」に「医療保健業に係る補助金等（施設整備等に係る補助金は除く。）」を加えることとするほか、法人が行う医療保健業に係る非営利性を確保する観点から「全収入金額」を「医療保健業に係る収入金額（経常的な収入のうち事業活動にかかるものに限る。）」とする等の見直しを行う。</p> <p>（※）厚生農業協同組合連合会の場合は、全収入金額ではなく、事業収益の額。</p> <p><関係条文></p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会医療法人：医療法施行規則第30条の35の3第1項第2号イ、ロ、ニ ・特定医療法人：租税特別措置法施行令第39条の25第1項第1号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準（厚生労働省告示）一、ハ ・認定医療法人：医療法施行規則第57条の2第1項第2号イ、ハ ・福祉病院事業法人：法人税法施行規則第6条第7号に規定する厚生労働大臣の定める基準（厚生労働省告示） ・オープン病院事業法人：法人税法施行規則第5条第6号に規定する厚生労働大臣の定める基準（厚生労働省告示）一 ・厚生農業協同組合連合会：法人税法施行規則第五条の二第一項第三号に規定する厚生労働大臣及び農林水産大臣の定める基準（厚生労働省農林水産省告示）一 	
	<p>平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)</p>	<p>— 百万円 (特定 ▲14億円 認定 ▲60億円) (— 百万円)</p>

新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>社会医療法人等が開設する医療機関が、医療政策上必要な医療を提供することにより国や自治体等から補助金等を受け取る場合であっても、法人認定等の継続に支障を来さないようにするとともに、社会医療法人等が行う医療保健業の非営利性を確保することで、地域における必要な医療提供体制を確保する。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>地域医療は、社会医療法人等が開設する医療機関を含め、各医療機関の機能分担と連携により支えているものであり、地域における必要な医療提供体制を確保するためには、社会医療法人等が開設する医療機関が、医療政策上必要な医療を提供することにより国や自治体等から補助金等を受け取る場合であっても、収入要件の充足に影響しないようにする必要がある。</p> <p>また、社会医療法人等が行う医療保健業の非営利性を確保するために、「全収入金額」を「医療保健業に係る収入金額（経常的な収入のうち事業活動に係るものに限る。）」とする。</p>	
	今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性
<p>政策の達成目標</p> <p>社会医療法人等が開設する医療機関を含め、地域における必要な医療提供体制を確保する。 社会医療法人等が行う医療保健業の非営利性を確保する。</p>		
<p>租税特別措置の適用又は延長期間</p> <p>社会医療法人制度、特定医療法人制度、オープン病院事業法人制度、福祉病院事業法人制度、厚生農業協同組合連合会制度の終了時まで。 認定医療法人制度は、令和8年12月31日を期限とする。</p>		
<p>同上の期間中の達成目標</p> <p>社会医療法人等が開設する医療機関を含め、地域における必要な医療提供体制を確保する。 社会医療法人等が行う医療保健業の非営利性を確保する。</p>		
政策目標の達成状況		—

有効性	要望の措置の適用見込み	社会医療法人 : 361 法人 特定医療法人 : 313 法人 認定医療法人 : 957 法人 (累計) 福祉病院事業法人 : 35 法人 (令和6年7月の調査により把握した数) オープン病院事業法人 : 49 法人 (令和6年7月の調査により把握した数) 厚生農業協同組合連合会 : 33 法人 ※令和6年3月末時点の法人数
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	社会医療法人等が開設する医療機関が医療政策上必要な医療を提供することにより国や自治体等から受け取る補助金等の多寡が、収入要件の充足に影響しないようになる。 また、社会医療法人等が行う医療保健業の非営利性を確保できる。
	当該要望項目以外の税制上の措置	地方税についても同様の要望を行っている。
	要望の措置の妥当性	医療政策上必要な医療の提供により国や自治体等から受け取る補助金等が、収入要件の充足に影響することは不適當であるため、社会医療法人等が行う医療保健業の非営利性を確保することを含めて、収入要件を見直すことは妥当である。
相当性	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	社会医療法人 : 361 法人 特定医療法人 : 313 法人 認定医療法人 : 957 法人 (累計) 福祉病院事業法人 : 35 法人 (令和6年7月の調査により把握した数) オープン病院事業法人 : 49 法人 (令和6年7月の調査により把握した数) 厚生農業協同組合連合会 : 33 法人 ※令和6年3月末時点の法人数
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	租税特別措置法第67条の2、第68条の10 特定の医療法人の法人税率の特例 [法人税関係] (適用件数) (適用総額) 令和2年度 200件 35,003百万円 令和3年度 195件 40,422百万円 令和4年度 176件 33,751百万円

	<p>租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>社会医療法人等が開設する医療機関が、下記の役割を果たすことに加え、国や自治体等と連携して医療政策上必要な医療を提供することができる。</p> <p>社会医療法人：救急医療等確保事業を一定程度行うこと等を要件に都道府県知事が認定する制度であり、地域において必要不可欠な医療の提供体制の確保・充実に寄与している。</p> <p>特定医療法人：社会保険制度の下で国民に対して医療サービスを普遍的に提供する主体として国税庁長官が承認するものであり、救急医療の提供など地域において一定の役割を果たしている。</p> <p>認定医療法人：「持分なし医療法人」への移行に関する計画を厚生労働大臣が認定する制度であり、「持分」による法人運営上のリスクが払拭され、地域医療の安定性の確保に寄与している。</p> <p>福祉病院事業法人：無料又は低額な料金で診療を行う病院事業を行うこと等の一定の要件を満たした法人を厚生労働大臣が証明するものであり、地域医療において生活保護者等への適切な医療提供体制等の維持に寄与している。</p> <p>オープン病院事業法人：当該法人の開設する病院又は診療所が当該地域内の全ての医師又は歯科医師の利用に供されることや、公的に運営され、かつ、地域における医療の確保に資する法人として厚生労働大臣が証明するものであり、地域医療の安定性の確保に寄与している。</p> <p>厚生農業協同組合連合会：医療法第 31 条に規定する公的医療機関の開設者として、農村地域における保健・医療を担っており、地域において必要不可欠な医療の提供体制の確保・充実に寄与している。</p>
	<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>—</p>
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>—</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ H30 年度税制改正要望 助産、介護事業、予防接種に係る収入金額を社会保険診療等に係る収入金額に追加。 ・ H31 年度税制改正要望 障害福祉サービスに係る収入金額を社会保険診療等に係る収入金額に追加。 	